

(別 紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券等の取得価額の例示)</p> <p>5-9の2</p> <p>規則別表第一に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第一備考四に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)が、法第6条の2第2項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1) 規則別表第一(六)に掲げる財産(有価証券)又は(七)に掲げる財産(匿名組合契約の出資の持分)については、次の価額。</p> <p>イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。</p> <p>ロ 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。</p> <p>ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。</p> <p>(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。</p> <p>(ロ) その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。</p> <p>(2) 規則別表第一(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)又は(九)に掲げる財産(未決済デリバティブ取引に係る権利)について、当該財産のその年の12月31日における価額を5-8(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。</p>	<p>(有価証券等の取得価額の例示)</p> <p>5-9の2</p> <p>規則別表第一に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産が、法第6条の2第2項の規定により同条第1項に規定する財産債務調書への記載を要しない財産である場合には、国外財産調書にその財産の取得価額を記載することとなるのであるが、その取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。</p> <p>(1) 規則別表第一(六)に掲げる財産(有価証券)又は(七)に掲げる財産(匿名組合契約の出資の持分)については、次の価額。</p> <p>イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。</p> <p>ロ 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。</p> <p>ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。</p> <p>(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。</p> <p>(ロ) その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。</p> <p>(2) 規則別表第一(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)又は(九)に掲げる財産(未決済デリバティブ取引に係る権利)について、当該財産のその年の12月31日における価額を5-8(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。</p>
<p>(財産債務調書の財産の記載事項)</p> <p>6の2-4</p> <p>財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えない。</p> <p>(1) 財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合、用途は「一般用、事業用」と記載し、価額は、一般用部分と事業用部分とを区分することなく記載すること。</p> <p>(2) 2以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、一体のものとして価額をいずれかの財産の区分にまとめて記載すること。</p> <p>(3) 財産の所在は、所在地のほか、氏名又は名称を記載するが、規則別表第三に規定する(一)から(四)まで及び(十二)から(十四)までの財産の区分に該当する財産については、所在地のみを</p>	<p>(財産債務調書の財産の記載事項)</p> <p>6の2-4</p> <p>財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在については、規則別表第三に規定する(一)から(十五)までの財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」(一般用及び事業用の別)並びに「所在別」の「数量」及び「価額」を記載するのであるが、以下のとおり記載することとして差し支えない。</p> <p>(1) 財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合、用途は「一般用、事業用」と記載し、価額は、一般用部分と事業用部分とを区分することなく記載すること。</p> <p>(2) 2以上の財産の区分からなる財産について、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、一体のものとして価額をいずれかの財産の区分にまとめて記載すること。</p> <p>(3) 財産の所在は、所在地のほか、氏名又は名称を記載するが、規則別表第三に規定する(一)から(四)まで及び(十二)から(十四)までの財産の区分に該当する財産については、所在地のみを</p>

記載すること。

(4) 規則別表第三に規定する「(六) 有価証券」に該当する財産のうち、租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》に規定する特定口座、同法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座又は同法第37条の14の2第1項《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する未成年者口座に保管の委託がされているものについては、銘柄別に区分することなく記載すること。

(5) 規則別表第三に規定する(十一)及び(十五)の財産の区分に該当する財産のうち不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の12月31日における価額が100万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載すること。

(有価証券等の取得価額の例示)

6の2-11

規則別表第三に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産(規則別表第三備考三に規定する特定有価証券に該当する有価証券を除く。)の取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第三(六)に掲げる財産(有価証券)又は(七)に掲げる財産(匿名組合契約の出資の持分)については、次の価額。

イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。

ロ 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。

ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。

(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。

(ロ) その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。

(2) 規則別表第三(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)又は(九)に掲げる財産(未決済デリバティブ取引に係る権利)について、当該財産のその年の12月31日における価額を6の2-9(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。

記載すること。

(4) 規則別表第三に規定する「(六) 有価証券」に該当する財産のうち、租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》に規定する特定口座又は同法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座に保管の委託がされているものについては、銘柄別に区分することなく記載すること。

(5) 規則別表第三に規定する(十一)及び(十五)の財産の区分に該当する財産のうち不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の12月31日における価額が100万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載すること。

(有価証券等の取得価額の例示)

6の2-11

規則別表第三に規定する(六)から(九)までの財産の区分に該当する財産の取得価額は、財産の区分に応じ、例えば次に掲げる方法により算定することができる。

(1) 規則別表第三(六)に掲げる財産(有価証券)又は(七)に掲げる財産(匿名組合契約の出資の持分)については、次の価額。

イ 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。

ロ 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。

ハ イ、ロその他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。

(イ) 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。

(ロ) その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。

(2) 規則別表第三(八)に掲げる財産(未決済信用取引等に係る権利)又は(九)に掲げる財産(未決済デリバティブ取引に係る権利)について、当該財産のその年の12月31日における価額を6の2-9(7)又は(8)に掲げる方法より算出した価額により記載する場合にはゼロ。

表1 (国外財産調書合計表)

税務署長
年 月 日

平成 年 12月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 邸附地)	〒	個人番号			
		フリガナ			
		氏名			
	性別	職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)		
	男	女			
	生年月日			財産債務調書の提出有	
				整理番号	

提出用
平成二十八年十二月三十一日分以降用
※特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄から⑮欄への記載は不要です。

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫	
建物 ②		取得価額 ㉑	
山林 ③		貸付金 ⑬	
現金 ④		未収入金 ⑭	
預貯金 ⑤		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
有価証券	上場株式 ⑥	貴金属類 ⑯	
	取得価額 ㉒	動産 (⑬、⑭、⑮以外) ⑰	
特定有価証券を除く	非上場株式 ⑦	保険の契約に関する権利 ⑱	
	取得価額 ㉓	株式に関する権利 ⑲	
	株式以外の有価証券 ⑧	預託金等 ⑳	
	取得価額 ㉔	組合等に対する出資 ㉑	
特定有価証券※ ⑨		信託に関する権利 ㉒	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉕		その他の財産 (上記以外) ㉔	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		合計額 ㉕	
取得価額 ㉖			

備考

税理士署名押印 (印) 電話番号 - -

通信日付印	確認印	異動年月日	身元確認
		年 月 日	
枚数	区分		
	A B C D E F G H I		

表1 (国外財産調書合計表)

税務署長
年 月 日

平成 年 12月31日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 邸附地)	〒	フリガナ	
		氏名	
	性別	職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
	男	女	
	生年月日		財産債務調書の提出有
			整理番号

財産の区分	価額又は取得価額	財産の区分	価額又は取得価額
土地 ①		未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑪	
建物 ②		取得価額 ㉑	
山林 ③		貸付金 ⑫	
現金 ④		未収入金 ⑬	
預貯金 ⑤		書画骨とう美術工芸品 ⑭	
有価証券	上場株式 ⑥	貴金属類 ⑮	
	取得価額 ㉒	動産 (⑬、⑭、⑮以外) ⑯	
特定有価証券を除く	非上場株式 ⑦	保険の契約に関する権利 ⑰	
	取得価額 ㉓	株式に関する権利 ⑲	
	株式以外の有価証券 ⑧	預託金等 ⑳	
	取得価額 ㉔	組合等に対する出資 ㉑	
匿名組合契約の出資の持分 ⑨		信託に関する権利 ㉒	
取得価額 ㉕		無体財産権 ㉓	
未決済信用取引等に係る権利 ⑩		その他の財産 (上記以外) ㉔	
取得価額 ㉖		合計額 ㉕	

備考

税理士署名押印 (印) 電話番号 - -

通信日付印	確認印	異動年月日	身元確認
		年 月 日	
枚数	区分		
	A B C D E F G H I		

表2 (財産債務調書合計表)

税務署長 平成 〇〇 年12月31日分 財産債務調書合計表

住所 又は 事業所 事務所 所在地

〒 〇〇〇-〇〇〇

個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

フリガナ 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇

性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯)

男 女 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

生年月日 〇〇/〇〇/〇〇

国外財産調書の提出有

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑥欄から⑧欄への記載は要しません。

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 ⑰	
現金 ④		(⑮、⑯、⑰以外)	
預貯金 ⑤		保険の契約に関する権利 ⑱	
有価証券 (特定有価証券を除く)	上場株式 ⑥	株式に関する権利 ⑲	
	取得価額 ㉗	預託金等 ⑳	
	非上場株式 ㉘	組合等に対する出資 ㉑	
	取得価額 ㉙	信託に関する権利 ㉒	
	株式以外の有価証券 ⑧	無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉚	その他の財産 (上記以外) ㉔		
特定有価証券※ ⑨	国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉕	財産の価額の合計額 ㉖	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩	国外財産調書に記載した国外輸出特別対象財産の価額の合計額 ㉗	債務の区分	債務の金額
取得価額 ㉛	国外輸出特別対象財産の価額の合計額 ㉘+㉙+㉚+㉛	借入金 ㉙	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		未払金 ㉚	
取得価額 ㉜		その他の債務 ㉛	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		債務の金額の合計額 ㉜	
取得価額 ㉝			
貸付金 ⑬			
未収入金 ⑭			

備考

税理士 署名押印

電話番号

通信日付印 確認印 異動年月日 身元確認

〇〇年〇〇月〇〇日

整理欄 枚数 区分

〇〇枚 A B C D E F G H I

表2 (財産債務調書合計表)

税務署長 平成 〇〇 年12月31日分 財産債務調書合計表

住所 又は 事業所 事務所 所在地

〒 〇〇〇-〇〇〇

フリガナ 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇

性別 職業 電話番号 (自宅・勤務先・携帯)

男 女 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

生年月日 〇〇/〇〇/〇〇

国外財産調書の提出有

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑭	
建物 ②		貴金属類 ⑰	
山林 ③		動産 ⑱	
現金 ④		(⑮、⑯、⑰以外)	
預貯金 ⑤		保険の契約に関する権利 ⑲	
有価証券	上場株式 ⑥	株式に関する権利 ⑲	
	取得価額 ㉗	預託金等 ⑳	
	非上場株式 ㉘	組合等に対する出資 ㉑	
	取得価額 ㉙	信託に関する権利 ㉒	
	株式以外の有価証券 ⑧	無体財産権 ㉓	
取得価額 ㉚	その他の財産 (上記以外) ㉔		
匿名組合契約の出資の持分 ⑨	国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉕	財産の価額の合計額 ㉖	
取得価額 ㉛	国外財産調書に記載した国外輸出特別対象財産の価額の合計額 ㉗	債務の区分	債務の金額
未決済信用取引等に係る権利 ⑩	国外輸出特別対象財産の価額の合計額 ㉘+㉙+㉚+㉛	借入金 ㉙	
取得価額 ㉜		未払金 ㉚	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑪		その他の債務 ㉛	
取得価額 ㉝		債務の金額の合計額 ㉜	
貸付金 ⑫			
未収入金 ⑬			

備考

税理士 署名押印

電話番号

通信日付印 確認印 異動年月日 身元確認

〇〇年〇〇月〇〇日

整理欄 枚数 区分

〇〇枚 A B C D E F G H I

附則 (平 27 課総 8 - 35)

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の 5-3、5-4、5-8、5-9 の 2、5-14 及び 6-1 の取扱いは、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に適用し、同日前までに提出すべき国外財産調書については、なお従前の例による。

附則 (平 28 課総 9 - 49)

(経過的处理)

この法定解釈通達による改正後の 5-9 の 2、6 の 2-4、6 の 2-11、表 1 及び表 2 の取扱いは、平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書及び財産債務調書に適用し、同日前までに提出すべき国外財産調書及び財産債務調書については、なお従前の例による。

附則

(経過的处理)

この法令解釈通達による改正後の 5-3、5-4、5-8、5-9 の 2、5-14 及び 6-1 の取扱いは、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書に適用し、同日前までに提出すべき国外財産調書については、なお従前の例による。

(新 規)